ゾーン別の景観形成方針と基準

シンボルゾーン
玄関口にふさわしい景観を形成するゾーン（港湾周辺ゾーン）

対象地区　宇部港周辺地区

目標と基本方針

宇部市の玄関口として、風格あるまちの顔となる景観の形成を目指すとともに、
ひと・もの・ことが交流する賑わいあるまちなみの創出を目指します。

○ 玄関口とは、さまざまなひと・もの・ことが交流する場であり、賑わいを感じられる景観を形成します
○ 港湾周辺は、海からの玄関口であり、訪れた人にとって第一印象を与える場であることから、顔にふさわしい風格ある景観を形成します
○ 港湾周辺は、臨海部である特性を活かし、海辺の玄関口や人や物流の拠点であることの特性を活かした景観を形成します

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

・の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

・ 色彩は、全体として臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図るとともに、明るく広がりある色彩を基調とし、海と調和した景観の形成につながるよう工夫を行う。＊1
・ 塔屋は、できる限り道路等の公共空間における歩行者の目線から見えないよう配置する。やむを得ない場合は建物の外壁等の意匠と一体的に考えるなど工夫を行う。また、屋上施設は目立たないよう配慮する。
・ 道路に面する低層部（1～3階）においては、歩行者に賑わいを感じさせる景観の創出につながる意匠の工夫や演出に努める。

＊1 外壁等について、マンセル基準値を参照（住居系建物は除く）

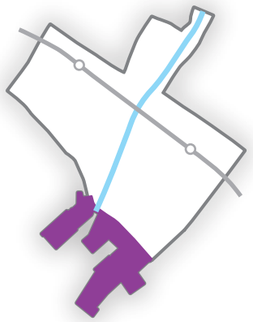

その他

・ 建物に付属する駐車場はできる限り公共空間から見えにくい場所に配置するよう努める。やむを得ない場合には、緑化などを行い、閑散とした印象を和らげ、潤いある景観の形成への工夫を行う。
・ 駐車場などの空地においては、道路からの見え方に配慮し、生け垣や緑化フェンスの設置や、敷地内での緑化ブロックの使用や樹木の植栽などによる緑の創出に努め、潤いある景観の形成への工夫を行う。

建築設備

・ 配管設備等は道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫することとし、やむを得ない場合には建物全体と調和するよう形態・意匠を工夫する。
・ 高架水槽や冷却塔設備等はルーバー等で見えないよう修景措置を行ったり、公共空間から見えない位置に配置する。

素　材

・ 外壁に使用する素材は、周辺景観に調和し、長期間に渡り良好な景観が維持できる素材を選択するよう配慮する。

色の基準（マンセル基準表）

E　宇部港周辺地区

・ 外観の色彩のうち、外壁などの建物の大部分を占める部分の基調色は、下の表E－①とし、臨海部の工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図る。
・ アクセントカラーは少量の使用を基本に、外観の印象を大きく変えないように配慮するとともに、海からの見え方や明るい印象を与えるよう、彩度・明度ともに低いものを避ける。

表E－①　外観等の基調色（住居系は除く）

色　名	彩　　度	明　　度
赤（R系） 黄赤（YR系） 黄（Y系）	2以下	8以上
上記以外	1以下	8以上

一般ゾーン
重点地区

対象地区　中央町三丁目地区

目標と基本方針

効率的な土地利用により、良好な居住環境と賑わいの創出を図ります。

○ 道路等の都市基盤整備と合わせて、共同化あるいは協調化等による建物更新を一体的に行います

景観形成方針及び基準（建築物・工作物等）

・の項目は、勧告の対象となります

形態・意匠・色彩

・ 屋根は、調和のとれた美しい屋根並みを作り出すため、屋根材は同一の瓦製品を使用し、形状は3．5寸勾配の北下がり片流れで、できるだけシンプルな意匠とする。
・ 外壁は、コンクリート下地以外の場合は左官仕上げを基調とし、主な材料は珪藻土を共通に使用する。
・ 外壁の色彩は、土系（アースカラー）を基調とする。

位　置

・ 隣り合う建物同士は中途半端な空地を作らず、建物前後に有効な空地を確保する。
・ 商店街に面する部分は規模に合わせて、敷地境界から建物の外壁またはそれに代わる柱（以下、建物の外壁等）までの距離は約2．0m後退させる。
・ 協調して裏路地を作る場合には、隣地境界から建物の外壁等までの距離は1．0m以上後退させる。
・ 歩行者専用道路沿いでは、道路境界から建物の外壁等を0．5m以上後退させる。

その他

・ 商店街や歩行者専用道路に面する部分に空地等を設ける場合には、街路と同じレンガ（または自然石）による舗装を行う。裏路地に面する場合には、インターロッキング等による舗装を行う。

▼イメージ　～　Ⅰ　～
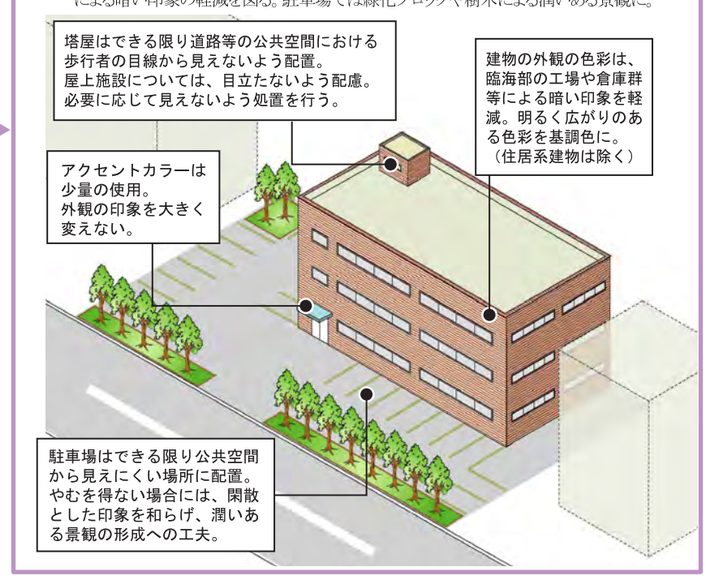
非住居系施設の外壁の基調色は明るく広がりのある色彩を基調とし、工場や倉庫群等による暗い印象の軽減を図る。駐車場では緑化ブロックや樹木による潤いある景観に。